

自動車関税の要旨

<自動車>

- 米国東部時間**2025年4月3日午前0時1分以降**に通関する、**乗用車〔セダン、多目的スポーツ車（SUV）、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラック**に対して、**25%の追加関税**が課される。
- 対象品目のHTSコードは官報附属書I（Annex I）の（b）を参照。ただし、対象品目のうち、**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の自動車原産地規則（ROO）を満たす車両については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税が課される**。米国税関・国境警備局（CBP）は4月2日、自動車の米国輸入に対する232条関税について、**輸入業者向けのガイド**を公表している。関税の払い戻し（ドローバック）が適用されないなどが定められている。

追加関税対象となる自動車のHTSコード

HTSコード

8703.22.01 8703.23.01 8703.24.01 8703.31.01 8703.32.01 8703.33.01
8703.40.00 8703.50.00 8703.60.00 8703.70.00 8703.80.00 8703.90.01
8704.21.01 8704.31.01 8704.41.00 8704.51.00 8704.60.00

自動車部品関税の要旨

<自動車部品>

- 米国東部時間**2025年5月3日午前0時1分以降**に通関する、**エンジン・エンジン部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など**に対して**25%の追加関税**が賦課される。対象品目のHTSコードは官報附属書Iの (g) を参照。
- ただし、対象品目のうち、米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) の自動車原産地規則 (ROO) を満たす部品については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税を適用するプロセスが確立されたと商務長官が発表するまで、当面は追加関税の適用対象外。
- CBPは5月1日、自動車部品の米国輸入に対する232条関税について、輸入業者向けのガイダンスを発表している。関税の払い戻し (ドローバック) が適用されないなどが定められている。

追加関税対象となる自動車部品のHTSコード

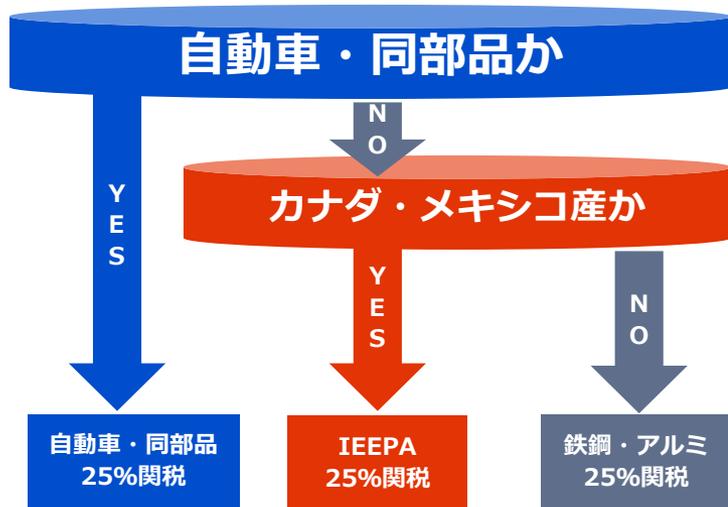
HTSコード

4009.12.0020	4009.22.0020	4009.32.0020	4009.42.0020	4011.10.10	4011.10.50	4011.20.10	4012.19.40
4012.19.80	4012.20.60	4013.10.0010	4013.10.0020	4016.99.6010	7007.21.51	7009.10.00	7320.10
7320.20.10	8301.20.00	8302.10.30	8302.30	8407.31.00	8407.32	8407.33	8407.34
8408.20.20	8409.91.1040	8409.99.1040	8413.30.10	8413.30.90	8413.91.10	8413.91.9010	8414.30.8030
8414.59.30	8414.59.6540	8414.80.05	8415.20.00	8421.23.00	8421.32.00	8425.49.00	8426.91.00
8431.10.0090	8471	8482.10.10	8482.10.5044	8482.10.5048	8482.20.0020	8482.20.0030	8482.20.0040
8482.20.0061	8482.20.0070	8482.20.0081	8482.40.00	8482.50.00	8483.10.1030	8483.10.30	8501.32
8501.33	8501.34	8501.40	8501.51	8501.52	8507.10	8507.60	8507.90.40
8507.90.80	8511.10.0000	8511.20.00	8511.30.0040	8511.30.0080	8511.40.00	8511.50.00	8511.80.20
8511.80.60	8511.90.6020	8511.90.6040	8512.20.20	8512.20.40	8512.30.00	8512.40.20	8512.40.40
8512.90.20	8512.90.60	8512.90.70	8519.81.20	8525.60.1010	8527.21	8527.29	8536.41.0005
8537.10	8537.20	8539.10.0010	8539.10.0050	8544.30.00	8706.00.03	8706.00.05	8706.00.15
8706.00.25	8707	8707.10.0020	8707.10.0040	8707.90.5020	8707.90.5040	8707.90.5060	8707.90.5080
8708.10.30	8708.10.60	8708.21.00	8708.22	8708.29	8708.30	8708.40.11	8708.40.70
8708.40.75	8708.50	8708.70	8708.80	8708.91	8708.93.60	8708.93.75	8708.94
8708.95	8708.99.53	8708.99.55	8708.99.58	8708.99.68	8716.90.50	9015.10	9029.10
9029.20.4080	9401.20.00						

自動車・同部品関税の緩和措置に関する要旨

- トランプ大統領は4月29日、「累積により生じる関税率が、意図した政策目標を達成するために必要な水準を超える」として、追加関税の累積停止、および自動車部品追加関税に相殺制度を設けると発表。
- 累積停止措置は3月4日以降の輸入にさかのぼって適用されるため、累積して既に支払った分の関税は還付される。

追加関税率累積停止の概要



自動車部品追加関税に対する相殺制度の概要

- 外国での製造と輸入への依存を迅速に減らし、米国内の生産能力を拡大し、製造を米国に移転させることが目的。
- 相殺額は、自動車メーカーが承認したサプライヤーなどの輸入業者のみ使用できる。具体的な申請方法は、発令から30日以内に商務長官が定める。自動車メーカーが商務長官に提出する書類には
 1. 米国で組み立て予定の自動車台数と最終生産が工場の所在地
 2. 232条自動車部品関税による予想コスト（メーカー直接負担分とサプライヤー負担分を区別）
 3. 相殺額の総額
 4. 相殺額を使用する資格を有する輸入業者

などの情報が含まれる。米国通商専門誌「Inside US Trade」（4月29日）によると、メーカーがこれら書類を提出した後、確定された相殺額が今後の関税支払いに充当される。金額内であれば、追加関税を支払う必要はない。その金額を使い切ると、再び追加関税を支払うことになる。

- なお、鉄鋼、アルミ製品の双方で追加関税の対象となっている品目に対しては、引き続き関税が累積される。また、1974年通商法301条やIEEPAに基づく中国に対する追加関税も累積が継続される。

期間	関税相殺可能額
2025/4/3～2026/4/30	米国で組み立てた自動車の希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%
2026/5/1～2027/4/30	2.5%
2027/5/1～	なし